

議案第38号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
<p>8 介護保険法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>第71条第1項ただし書の規定による病院等の開設者による別段の申出の受理</u></p> <p>(7) <u>第72条第1項ただし書の規定による介護老人保健施設又は介護医療院の開設者による別段の申出の受理</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p>	南部箕蚊屋広域連合

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
<p>8 介護保険法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>	南部箕蚊屋広域連合

- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略

(28) 第115条の32第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出（同項第1号に掲げる介護サービス事業者のうち、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が行うものに限る。）の受理

- (29) 略
- (30) 略
- (31) 略
- (32) 略

- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略

(26) 第115条の32第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出（同項第1号に掲げる介護サービス事業者のうち、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者が行うものに限る。）の受理

- (27) 略
- (28) 略
- (29) 略
- (30) 略

- (33) 略
- (34) 略
- (35) 略
- (36) 略
- (37) 略
- (38) 略

略

8の8 削除

- (31) 略
- (32) 略
- (33) 略
- (34) 略
- (35) 略
- (36) 略

略

8の8 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に
 基づく事務のうち、次に掲げるもの

鳥取市

- (1) 第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定
- (2) 第21条の5の16第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の更新
- (3) 第21条の5の20第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の変更又は再開の届出の受理
- (4) 第21条の5の20第2項の規定による指定通所支援の事業の廃止又は休止の届出の受理
- (5) 第21条の5の21第1項の規定による連絡調整及び助言その他の援助
- (6) 第21条の5の22第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告等の命令及び立入検査等
- (7) 第21条の5の23第1項の規定による指

略	
---	--

8の27 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市
---	-----

定障害児事業者等に対する勧告 (8) 第21条の5の23第2項の規定による公表 (9) 第21条の5の23第3項の規定による勧告に係る措置の命令 (10) 第21条の5の23第4項の規定による公示 (11) 第21条の5の23第5項の規定による通知の受理 (12) 第21条の5の24第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の取消し及び効力の停止 (13) 第21条の5の24第2項の規定による通知の受理 (14) 第21条の5の25の規定による指定障害児通所支援事業者の指定等の公示 (15) 第21条の5の27第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求（指定に係る事業所が鳥取市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者に係るものに限る。）	
--	--

略	
8の27 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市

- (1) 第4条第2項の規定による製造業又は輸入業の登録の申請の受理及び知事への送付
- (2) 略
- (3) 第7条第3項の規定による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理及び知事への送付
- (4) 第9条第2項において準用する第4条第2項の規定による製造業又は輸入業の登録の変更の申請の受理及び知事への送付
- (5) 第10条第1項の規定による毒物劇物営業者の氏名等の変更等の届出の受理及び知事への送付
- (6) 略
- (7) 第21条第1項の規定による登録が失効した場合等の届出の受理及び知事への送付

- (1) 第4条第2項 （毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） の規定による製造業又は輸入業の登録の申請の受理及び知事への送付
- (2) 略
- (3) 第7条第3項 （毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） の規定による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理及び知事への送付
- (4) 第9条第2項において準用する第4条第2項 （毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） の規定による製造業又は輸入業の登録の変更の申請の受理及び知事への送付
- (5) 第10条第1項 （毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） の規定による毒物劇物営業者の氏名等の変更等の届出の受理及び知事への送付
- (6) 略
- (7) 第21条第1項 （毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第4項の規定により読み替

		<p>えて適用する場合を含む。)の規定による登録が失効した場合等の届出の受理及び知事への送付</p>	
<p>8の28 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第35条第2項の規定による登録票又は許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第36条第2項の規定による登録票又は許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第36条第3項の規定による登録票又は許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第36条の2第1項の規定による登録票又は許可証の返納の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>	<p>8の28 毒物及び劇物取締法施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第35条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録票又は許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第36条第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録票又は許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第36条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録票又は許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第36条の2第1項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録票又は許可証の返納の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	

8の30 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号） 鳥取市
に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 第4条第2項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による覚醒剤施用機関等の指定の申請の受理及び知事への送付
- (2) 第9条第2項の規定による覚醒剤施用機関の廃止等の届出の受理及び知事への送付
- (3) 第9条第3項の規定による覚醒剤研究者の研究の廃止の届出の受理及び知事への送付
- (4)～(9) 略
- (10) 第22条の2の規定による覚醒剤の廃棄の届出の受理及び知事への送付
- (11) 略
- (12) 第24条第1項の規定による所有していた覚醒剤の報告の受理及び知事への送付
- (13) 第24条第2項の規定による譲り渡した覚醒剤の報告の受理及び知事への送付
- (14) 第30条の規定による覚醒剤施用機関の管理者及び覚醒剤研究者の報告の受理及び知事への送付
- (15) 略
- (16) 第30条の12第1項第2号の規定による

8の30 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号） 鳥取市
に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 第4条第2項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による覚せい剤施用機関等の指定の申請の受理及び知事への送付
- (2) 第9条第2項の規定による覚せい剤施用機関の廃止等の届出の受理及び知事への送付
- (3) 第9条第3項の規定による覚せい剤研究者の研究の廃止の届出の受理及び知事への送付
- (4)～(9) 略
- (10) 第22条の2の規定による覚せい剤の廃棄の届出の受理及び知事への送付
- (11) 略
- (12) 第24条第1項の規定による所有していた覚せい剤の報告の受理及び知事への送付
- (13) 第24条第2項の規定による譲り渡した覚せい剤の報告の受理及び知事への送付
- (14) 第30条の規定による覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告の受理及び知事への送付
- (15) 略
- (16) 第30条の12第1項第2号の規定による

覚醒剤原料の保管の場所の届出の受理及び知事への送付

(17) 第30条の13の規定による覚醒剤原料の廃棄の届出の受理及び知事への送付

(18) 第30条の14第1項の規定による事故の届出の受理及び知事への送付

(19) 第30条の14第2項の規定による医薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出の受理及び知事への送付

(20) 第30条の14第3項の規定による医薬品である覚醒剤原料の譲受の届出の受理及び知事への送付

(21) 第30条の15第1項の規定による所有等をしていた覚醒剤原料の報告の受理及び知事への送付

(22) 第30条の15第2項の規定による譲り渡した覚醒剤原料の報告の受理及び知事への送付

略

8の34 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1)～(20) 略

(21) 第45条第2項の規定による許可証の書

鳥取市

覚せい剤原料の保管の場所の届出の受理及び知事への送付

(17) 第30条の13の規定による覚せい剤原料の廃棄の届出の受理及び知事への送付

(18) 第30条の14の規定による事故の届出の受理及び知事への送付

(19) 第30条の15第1項の規定による所有等をしていた覚せい剤原料の報告の受理及び知事への送付

(20) 第30条の15第2項の規定による譲り渡した覚せい剤原料の報告の受理及び知事への送付

略

8の34 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1)～(20) 略

(21) 第45条第2項の規定による許可証の書

鳥取市

換交付（8の33の項(24)及び(31)の許可に係るものに限る。(23)、(25)、(27)及び(29)において同じ。)

(22) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付（8の33の項(24)及び(31)の許可に係るものを除く。(24)、(26)及び(28)において同じ。)

(23)～(33) 略

略

9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1)～(10) 略

(11) 第11条の2第1項の規定による浄化槽の休止の届出の受理

(12) 第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開の届出の受理

(13) 第11条の3の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 第49条第1項の規定による浄化槽台帳の作成

米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに日野郡日野町

換交付（8の28の項(24)及び(31)の許可に係るものに限る。(23)、(25)、(27)及び(29)において同じ。)

(22) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付（8の28の項(24)及び(31)の許可に係るものを除く。(24)、(26)及び(28)において同じ。)

(23)～(33) 略

略

9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1)～(10) 略

(11) 第11条の2の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに日野郡日野町

<u>(20) 第49条第2項の規定による浄化槽に関する情報の提供の要求</u>	
9の3 浄化槽法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 附則第11条第1項の規定による助言及び指導 (2) 附則第11条第2項の規定による勧告 (3) 附則第11条第3項の規定による勧告に係る措置の命令	米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町及び琴浦町
9の4 略	
略	

9の3 略	
略	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表8の30の項の改正規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日から施行する。